

議第四百四十二号

清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部を改正する条例について

清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年十一月二十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部を改正する条例

清流の国ぎふ森林・環境税条例（平成二十三年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年度」を「令和八年度」に改める。

第三条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（「平成三十四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める部分を除く。）は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

清流の国ぎふ森林・環境税について、その適用期間を延長する等のため、この条例を定めようとする。